

請求人

(略)

備前市監査委員 小野田 隼也

備前市監査委員 尾川 直行

備前市職員措置請求書について (通知)

令和 6 年 7 月 2 日付けで提出され、同日付けで受け付けた備前市職員措置請求書(以下「請求書」という。)については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

- 1 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下、請求書転記部分以外は「法」という。)第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られ、非財務会計行為上の行為は住民監査請求の対象とはならない。
- 2 請求人は請求書において、「2024 年 2 月当初予算においてメジャーリーガーのロサンゼルス応援ツアーに係る対象参加者の負担額 6,000 万円を計上し」、「6 月定例会では 6,000 万円が増額され」、「職員旅費 960 万円を新たに追加した」ことについて、「このことは地方自治法違反」であるとしている。また、請求の要旨には「2 月定例議会、6 月定例議会でも明らかになったように賛否が議会で大きく分かれる議案であれば慎重に審議を図ることが必要でありながら市民の声を聞くことなく議案を提出した」としている。
- 3 以上の事から、本件請求書において摘示されている監査請求対象行為は、令和 6 年度当初予算並びに 6 月定例会で増額された当該事業に係る予算を計上したことであり、そのことが適正を欠くと主張しているものと解される。
- 4 法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、地方公共団体の公金又は財産に関する長その他

の職員の行為を対象とするものであって、本件請求書において摘示されている監査対象行為である「令和6年度当初予算並びに6月定例会で増額された当該事業に係る予算を計上したこと」は、非財務会計行為であって法に定める住民監査請求の対象には当たらない。

- 5 以上の他、請求人は「2月定例会では補助の上限は1人あたり30万円」、「財源はふるさと納税個人版を当てるとしていた」が、「6月定例会では上限を1人あたり60万とし」、「財源もふるさと納税企業版、クラウドファンディングも追加」し、「職員の随行も0人であったものが16人に」しており、これらは無計画な財政運営であって、地方財政法¹（昭和23年法律第109号）第1条並びに法第1条に違反するとしている。また、「備前市内の中高生は約1,200人。そのうち事業対象はわずか200人と少なく不平等」であり、法第10条第2項並びに教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第1項に反しているとしている。
- 6 これらは当該事業の予算の財源や当該事業の内容について、その妥当性、公平性を論じているにすぎず、いずれも法第242条第1項に定める住民監査請求の対象には当たらない。
- 7 さらに、当該事業の「政策過程の分かる文書（議事等）の開示を行ったところ」、「不開示通知」となり、「対象となる行政文書の件名が「対象なし」、開示しない理由は「文書不存在」とされて」いたことは、「備前市の政策決定が何時、どこで決定されているのか全くもって不透明であり、非民主的であり市民に対して誠に不誠実」としている。
- 8 これらは当該事業に係る政策過程が不透明であることが市民に対して不誠実であるとする請求人の主張であって、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象には当たらない。
- 9 以上により、本件請求については、法第242条第1項の要件を満たしていないと認められることから、監査委員の合議により、これを却下する。
- 10 請求人は、法第242条第4項に基づき公金の執行を停止すべきことを勧告することを求めているが、本件請求は法第242条第1項の要件を満たしていないと認められることから、これを監査しない。

以上

¹請求人は、請求書において「地方税法第1条「地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資する」との定め明らかに違反する」としている。監査委員は内容等から地方税法を地方財政法と読み替えた。